

介護施設に入る低所得の高齢者

収入・施設ごとの負担増額は

特別養護老人ホームなどに入所する低所得の高齢者の食費・居住費を減額する補助給付制度が8月から改悪されようとしています。月2万～7万円の負担増となる人が続出し、施設を出なければいけなくなる高齢者が生まれる恐れもあります。改悪内容を詳しくみておきます。

来月から制度改悪

補足給付制度は特養以外に、在室復帰に向けた施設、介護老人保健施設（老健）や、介護療養型医療者が対象。普段は自宅で過ごし、決まった期間（連続で最大30日）だけ施設で過ごすショートステイの利用者も対象にならぬ。制度を受けるには、年金などの収入要件リハビリなどを提供すると預貯金などの資産要件が課せられる。老健をクリアしなければいけません。

資産要件見直し

今回の改悪の柱の第1は資産要件の見直しです。現在は収入に関係なく単身世帯1千万円以下で、ユニット型（個室

ります。制度を受けるに

ります。制度の対象外となつた場合は、年金などの収入要件の場合の負担増は、収入に応じた区分ごと、入所する施設や部屋のタイプによつて異なります（表2）。

相部屋より個室、かつ収入が少ないほど負担増が重くなります。

最も負担が増えるのは、年間収入が80万円以下で、ユニット型（個室

表1 ■補足給付制度の収入・資産要件

	現行	改悪後
年金収入等80万円以下		単身650万円・夫婦1650万円以下
年金収入等80万円超120万円以下	単身1000万円以下 夫婦2000万円以下	単身550万円・夫婦1550万円以下
年金収入等120万円超155万円以下		単身500万円・夫婦1500万円以下

※いずれも住民税非課税世帯（非課税の基準は自治体ごと）。世帯分離していても「夫婦」とみなす

※年金収入等には、非課税年金やその他の合計所得金額を含む

※生活保護世帯については要件、負担額とも変更なし

表2 ■補足給付の資産要件見直しによる負担増の合計額(月額)

	年間収入	80万円以下	80万～155万円以下
特養	ユニット型	6.9万円	4.6万円
	ユニット型個室の多床室	6.9万円	3.6万円
	従来型個室	5.6万円	3.6万円
	多床室	4.8万円	4.0万円
老健 療養型 医療院	ユニット型	6.9万円	4.6万円
	ユニット型個室の多床室	6.9万円	3.6万円
	従来型個室	6.9万円	3.6万円
	多床室	3.3万円	2.5万円

食費、居住費の負担増の合計額。食費の負担増は全施設共通で、年収80万円以下は3万2705円、80万円超～155万円以下は2万4645円

表3 ■補足給付の食費負担の見直しによる負担増額

対象区分	80万円以下	80万～120万円以下	120万～155万円以下
特養など4施設 (月額)	変更なし	変更なし	2万2010円
ショートステイ (日額)	210円	350円	650円

年収80万円以下でも生活保護世帯は変更なし

*表2、3の目額は1カ月31日で計算

事務局次長は、制度が外され、重い負担増に耐えられず退所を余儀なくされる人や、入所を希望していても費用を工面できず断念する人が続出する危険があると強調。老健施設では、病院を退院して自宅に戻らず直接入所する人が約半数に上るとして、「費用負担でできない人の退院先の選択肢がなくなってしまう恐れがある。医療機関に」とつても重大な問題だ」と指摘しています。

と共用リーニングを備えた
タイプ)に入る人で、食
費・居住費を合わせて月
6万9千円の負担増とな
ります。特養の多床室
(相部屋)だと月4万8
千円、その他の施設の多
床室では月3万3千円の
負担増です。
年間収入が「80万円超
~150万円以下」の場
合 ハーフト型で月4万
6千円増(全施設)、多床
室で月4万円(特養)、
月2万5千円(その他3
施設)増となります。ど
の施設でも年間約30万
80万円の負担増です。

待ち構える負担

資産要件をクリアし補
足給付を引き続き受けら
れることになった人にも
負担増が待ち構えていま
す。改悪の第2の柱であ
ります。

**対象になるのは本人の
年間収入が「1~20万円
超~150万円以下」の
入所者。食費が現在の日
額650円から1,560
円と倍以上に引き上げら
れます。現行で月約2万
円の負担が、月4万2千
円になります。**

食費の負担増はショー
トスティ利用者にも及
び、日額2,100~6,500
円の引き上げとなりま
す。1週間利用した場
合、最大4,550円の負
担増となります。

今回の改悪は、新型コ
ロナウイルス感染拡大前
の2019年末に打ち出
されたもの。安倍・菅政
権はコロナ危機のもとで
も方針を変えず、强行姿
勢です。

と共用リビングを備えた
タイプ)に入る人で、食

る食費の負担増です。(表3)